

議案第30号

令和5年度 小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）



令和 5 年度 小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度小値賀町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4, 4 7 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 2, 4 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 7 日 提 出

小値賀町長 西 村 久 之

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入		53,192	△500	52,692
	1. 使用料及び手数料	52,880	△500	52,380
4. 繰入金		20,418	△3,473	16,945
	1. 一般会計繰入金	20,418	△3,473	16,945
6. 町 債		19,500	△500	19,000
	1. 町 債	19,500	△500	19,000
歳 入	合 計	96,950	△4,473	92,477

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		67,950	△4,484	63,466
	1. 総務管理費	67,950	△4,484	63,466
3. 公債費		28,000	11	28,011
	1. 公債費	28,000	11	28,011
歳 出	合 計	96,950	△4,473	92,477

## 第2表 地方債補正

1. 変更

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設改修事業	10,000	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先との協定または融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換することができる。	9,900	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先との協定または融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換することができる。
簡易水道公営企業会計移行事業	9,500				9,100			

令和5年度 小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

説 明 書





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入	53,192	△500	52,692
4. 繰入金	20,418	△3,473	16,945
6. 町債	19,500	△500	19,000
歳入合計	96,950	△4,473	92,477

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	67,950	△4,484	63,466	0	△500	0	△3,984
3. 公債費	28,000	11	28,011	0	0	0	11
歳出合計	96,950	△4,473	92,477	0	△500	0	△3,973

## 2 歳 入

(款) 1 事業収入 (項) 1 使用料及び手数料

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 使用料	52,800	△500	52,300	1. 使用料	△500	簡易水道使用料現年度分
計	52,880	△500	52,380			

(款) 4 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	20,418	△3,473	16,945	1. 一般会計繰入金	△3,473	
計	20,418	△3,473	16,945			

(款) 6 町 債 (項) 1 町 債

1. 衛生債	19,500	△500	19,000	1. 水道整備事業債	△500	(過疎債) 簡易水道施設改修事業 △100 (公営企業会計適用債) 簡易水道公営企業会計システム導入事業 △400
計	19,500	△500	19,000			

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	65,650	△3,203	62,447	0	△500	0	△2,703	1. 報 酬	109	水道維持管理会計年度任用職員報酬
								2. 給 料	58	職員給 (2名)
								3. 職員手当等	127	期末手当 72 勤勉手当 45 退職手当組合負担金 10
								4. 共 済 費	115	共済組合負担金 81 水道維持管理会計年度任用職員社会保険料 17 水道維持管理会計年度任用職員雇用保険料 17
								7. 報 償 費	△214	水道施設維持管理謝礼金 △79 メーター検針謝礼金 △135
								10. 需 用 費	△2,679	消耗品費 △106 光熱水費 △2,573
								11. 役 務 費	△114	野崎洗浄手数料
								12. 委 託 料	△514	アクアレスキュー六島内移設業務委託料 △75 公営企業会計システム導入業務委託料 △384 上水道システム改修業務委託料 △55
								17. 備品購入費	△76	受水槽付カワエース購入費 △49 スマート漏水探知機購入費 △27
								18. 負担金、補助 及び交付金	△15	負担金 水道資材単価作成業務委託負担金
3. 消費税	2,300	△1,281	1,019	0	0	0	△1,281	26. 公 課 費	△1,281	消費税及び地方消費税
計	67,950	△4,484	63,466	0	△500	0	△3,984			

(款) 3 公債費 (項) 1 公債費

単位：千円

2. 利子	3,581	11	3,592	0	0	0	11	22. 償還金、利子 及び割引料	11	償還金 長期債償還利子
計	28,000	11	28,011	0	0	0	11			

## 給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2	0	7,737	5,881	13,618	2,486	16,104	
補 正 前	2	0	7,679	5,777	13,456	2,405	15,861	
比 較	0	0	58	104	162	81	243	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	管理職手当	通勤手当	時間外手当	期末手当	勤勉手当	特勤手当
	補 正 後	438	300	0	200	1,792	1,425	0
	補 正 前	438	300	0	200	1,743	1,380	0
	比 較	0	0	0	0	49	45	0
	区 分	宿日直手当	住居手当	児童手当	退職手当負担金			計
	補 正 後	0	0	360	1,366			5,881
	補 正 前	0	0	360	1,356			5,777
	比 較	0	0	0	10			104

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	58	給与改定に伴う増減分	58	給 料 58千円	
		普通昇給に伴う増加分			
		昇給期間短縮に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	104	制度改正に伴う増減分	94	期末手当 49千円 勤勉手当 45千円	
		その他の増減分	10	その他 10千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		行政職 (一)			
令和6年3月1日現在	平均給料月額 (円)	322,350			
	平均給与月額 (円)	368,100			
	平均年齢(歳)	46歳0月			
令和5年4月1日現在	平均給料月額 (円)	319,950			
	平均給与月額 (円)	365,700			
	平均年齢(歳)	45歳1月			

イ 初任給

区 分	行政職 (一) (円)	国 の 制 度			
		行政職(一)(円)			
高校卒	166,600	166,600			
大学卒	196,200	196,200			



ウ 級別職員数

区 分	行政職（一）											
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 6 年 3 月 1 日現在	1級											
	2級											
	3級	1	50.0									
	4級	1	50.0									
	5級											
	6級											
	計	2	100.0	計			計			計		
令和 5 年 4 月 1 日現在	1級											
	2級											
	3級	1	50.0									
	4級	1	50.0									
	5級											
	6級											
	計	2	100.0	計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職	主事補・技師補・教諭 (初級係員)の職務 主事・技師・保育士 ・教諭(中級職員) の職務	主事・技師・保育士 ・教諭(上級職員) の職務	係長・主任・主査の 職務	班長・こども園長・ 議会事務局長・農業 委員会事務局長・教 育次長・診療所事務 長・空港管理事務所 長・理事・会計管理 者・福祉事務所長の 職務	課長・こども園長・ 議会事務局長・農業 委員会事務局長・教 育次長・診療所事務 長・空港管理事務所 長・理事・会計管理 者・福祉事務所長の 職務	課長・こども園長・ 議会事務局長・農業 委員会事務局長・教 育次長・診療所事務 長・空港管理事務所 長・会計管理者・福 祉事務所長の職務	
医療職(一)	栄養士・医療技術員 の職務	獣医師・薬剤師の職 務 困難な業務を行う栄 養士・医療技術員の 職務	係長の職務 主任の職務 高度の知識又は経験に 基づき困難な業務を行 う獣医師の職務	困難な業務を行う係 長の職務 薬局長、班長の職務 獣医師の係長	相当困難な業務を行 う薬局長、班長の職 務高度の知識又は経 験に基づき困難な業 務を行う獣医師の係 長	獣医師の主幹	獣医師の所長
医療職(二)	准看護師(初級係員) の職務	保健師・看護師の職 務 准看護師(中級係員) の職務	困難な業務を処理す る保健師、看護師の 職務 准看護師(上級係員) の職務	係長の職務 副保健師長、副看護 師長、主任の職務	保健師長、看護師長 の職務		
海事職	船舶の乗組員の職務	船長の職務 相当の技能又は経験 を有する船舶の乗組 員の職務	困難な業務を処理す る船長の職務	相当困難な業務を処 理する船長の職務			

エ 昇給期間短縮

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			
			行政職 (一)			
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	2	2			
	昇給期間短縮に係る職員数 (B) (人)					
	昇給期間の短縮 月数別内訳	3月 (人)				
		6月 (人)				
		12月 (人)				
	比 率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)						
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	2	2			
	昇給期間短縮に係る職員数 (B) (人)					
	昇給期間の短縮 月数別内訳	3月 (人)				
		6月 (人)				
		12月 (人)				
	比 率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支 給 率 計 (月 分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.500	
補 正 前	2.200	2.200	4.400	
国 の 制 度	2.200	2.300	4.500	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月 分)	25年勤続の者 (月 分)	35年勤続の者 (月 分)	最 高 限 度 (月 分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	勸奨退職に係る 特 別 昇 給	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709			
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709			

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種			
		行政職（一）			
給料総額に対する比率（%）	0	0			
支給対象職員の比率（%） （令和6年3月1日現在）	0	0			
代表的な特殊勤務手当の名称					

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国 と 同 じ	
住 居 手 当	国 と 同 じ	
通 勤 手 当	国 と 同 じ	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
			当 該 年 度 中 の 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元金償還見込額	補正前の額	補 正 額	計
			補正前の額	補 正 額	計				
1 普通債	226,123	225,003	19,500	△ 500	19,000	24,419	220,084	△ 500	219,584
(1)簡易水道	211,323	188,603	5,000	0	5,000	24,419	169,184	0	169,184
(2)過 疎	14,800	17,400	5,000	△ 100	4,900	0	22,400	△ 100	22,300
(3)公営企業会計適用債	0	19,000	9,500	△ 400	9,100	0	28,500	△ 400	28,100
合 計	226,123	225,003	19,500	△ 500	19,000	24,419	220,084	△ 500	219,584